

社団法人 東京青色申告会連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人東京青色申告会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本会は東京都内の青色申告会の指導、調整及び連絡を図り、申告納税制度の趣旨に則り青色申告制度の普及及び誠実な記帳と適正な申告を推進するとともに、租税等に関する調査研究を行い、もって納税道義の高揚と税務行政の円滑な執行及び公正な税制と適正な行財政の確立に寄与し、併せて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 都内青色申告会の組織及び事業等についての指導、調整及び連絡
- 二 青色申告制度の普及に資する各種の事業
- 三 納税意識の向上と税務知識の普及に資する各種の事業
- 四 税制、税法、行財政等に関する調査及び研究並びに意見の建議
- 五 税務行政に関する意見の建議
- 六 機関誌、各種図書及び資料等の刊行
- 七 都内青色申告会を構成する事業者の経営及び社会の健全な発展に資する各種の事業
- 八 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格を有する者は、東京都内に事務所を有する青色申告会とする。

(入会の手続)

第6条 本会に入会するには、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の立場)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受けるとともに、この定款に従うものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 解散
- 三 除名

(退 会)

第9条 本会を退会するには、その理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、表決権総数（第26条第1項に規定する表決権の総数をいう。以下同じ。）の3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - 二 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、会長は総会の10日前までに当該会員に対しその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところによる会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の名簿は、会員に異動が生じたつどこれを訂正するものとする。

第3章 役 員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------------|
| 理事 | 45名以上55名以内 |
| うち 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 6名以内 |
| 常任理事 | 8名以内 |

監事 2名以上3名以内

なお、必要と認める場合は、理事のうちより専務理事、常務理事各1名を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。ただし、専務理事又は常務理事は、会長の推薦により理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 会長は、理事会の承認を経て理事に事務局長を兼ねさせることができる。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の命を受け会務を統括する。
- 4 常務理事は、会長及び専務理事の命を受け会務を掌理する。
- 5 常任理事は、本会の会務を協議、執行する。
- 6 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
- 7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会において表決権総数の3分の2以上の決議により、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員は原則として無報酬とする。ただし、専務理事、常務理事、事務局長兼任の理事はこの限りでない。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第4章 名誉役員並びに委員会及び部会

(名誉役員)

- 第19条 本会に、名誉役員として名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び相談役は理事会の同意を得て会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。
 - 3 名誉役員について必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

(委員会、部会)

- 第20条 本会の事業を遂行するため、委員会、部会を設け、委員を置くことができる。
- 2 委員会、部会の運営に関する事項は、理事会の議を経て別に定める。

第5章 事務局及び職員

(事務局)

- 第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設け必要な数の職員を置く。
- 2 事務局には、事務局長を置き、理事会の同意を得て会長が任免する。
 - 3 職員は会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(帳簿及び書類等の備付け)

- 第22条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えて置かなければならない。
- 一 定款
 - 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - 三 理事、監事、名誉会長、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書
 - 四 許認可等及び登記に関する書類
 - 五 会議の議事録
 - 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 七 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - 八 その他必要な帳簿及び書類等

第6章 会 議

(会議の種類)

- 第23条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

- 第24条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第25条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(会員の表決権)

第26条 会員の表決権は次による。

- 一 会員である青色申告会の所属会員数 1,000名未満 2個
 - 二 会員である青色申告会の所属会員数 1,000名以上 3個
 - 三 会員である青色申告会の所属会員数 5,000名以上 4個
- 2 会員は、総会において前項により付与された表決権を行使するため、会員である青色申告会の会長を出席させる。ただし、当該会長に事故あるときは、当該青色申告会の副会長のうち1名を代理人に指名し、表決権の行使をさせることができる。

また、当該会長及び副会長に事故あるときは、書面にその旨を記載の上、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決権を行使することができる。

- 3 会員が、前項により代理人を指名したときは、速やかに書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。

(総会の議事)

第27条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の表決権総数の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第28条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 収入支出予算及び決算
- 三 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 一 総会の開催日時及び場所
- 二 会員の現在数及びその有する表決権の個数

- 三 総会に出席した会員の数及びその有する表決権の個数
 - 四 決議事項
 - 五 議事の経過及び要領並びに発言要旨
 - 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印する。

(常任理事会)

第30条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

- 2 監事は、常任理事会に出席し意見を述べることができる。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の求めに応じ常任理事会に出席し意見を述べるができる。

(常任理事会の開催及び招集)

第31条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき又は構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

- 2 常任理事会の招集は、第25条第3項の規定を準用する。

(常任理事会の議事)

第32条 常任理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 常任理事会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会の付議事項)

第33条 常任理事会は、次の事項を協議又は決議する。

- 一 理事会に付議する重要な事項
 - 二 理事会より委任された事項
 - 三 理事会に付議するいとまのない緊急な事項
 - 四 その他会務の執行に関する事項
- 2 常任理事会において決議した事項は、次の理事会に報告しその承認を得なければならない。

(常任理事会の議事録)

第34条 常任理事会の議事録については、第29条の規定を準用する。

(理事会)

第35条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の求めに応じ理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第36条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

2 理事会の招集については、第25条第3項の規定を準用する。この場合、この規定中「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(理事会の議事)

第37条 理事会は、全理事の過半数が出席しなければ成立しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会において理事会に委任された事項
- 三 その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事録については、第29条の規定を準用する。

(会議の議長)

第40条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第43条 本会の資産は、基本財産と運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第44条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、表決権総数の3分の2以上の決議を経、かつ、東京国税局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費)

第45条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

- 2 事業年度の中途において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入、支出をすることができる。

- 2 前項の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。
- 3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第48条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3月以内に会長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、総会において、表決権総数の3分の2以上の決議を経、かつ、東京国税局長に届け出なければならない。

(剰余金の処分)

第50条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰越しをする。

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会において、表決権総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を得なければならない。

(解散)

第53条 本会を解散しようとするときは、総会において表決権総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第54条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において表決権総数の4分の3以上の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行に必要な細目は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
- 2 従来、東京青色申告会連合会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立後最初の臨時総会の日までとする。
- 6 本会の設立当初の役員は、第14条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとする。
- 7 この定款の一部変更（第11条、第13条、第14条、第18条、第30条、第35条）は、東京国税局長の認可のあった日（平成13年7月2日）から施行する。
- 8 この定款の一部変更（第47条）は、東京国税局長の認可のあった日（平成16年10月1日）から施行する。